

諮問番号：令和４年度新城市教育委員会諮問第１号

答申番号：令和４年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

令和４年６月９日付けで処分庁が行った公文書非開示決定処分は妥当である。

第２ 本件審査請求に至る経過

- １ 令和４年５月２６日、審査請求人は、新城市学校給食共同調理場整備基本計画報告書に記載された新城市学校給食施設整備方針の決定に至る手続及び議論の経過を知りたいとして、処分庁に対して新城市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、審査請求人が当該方針に係る審議を行ったと考える令和２年１月９日開催の臨時教育委員会会議（以下「本件臨時会」という。）の議事資料及び議事録の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- ２ 令和４年６月９日、処分庁は、本件臨時会の議事資料及び議事録は作成していないため本件開示請求に係る公文書は保有していないとして、条例第１１条第２項の規定に基づき本件開示請求に係る公文書を開示しない旨の決定（以下「原処分」という。）をし、同日付けで公文書非開示決定通知書により審査請求人に通知した。
- ３ 令和４年９月７日、審査請求人は、原処分を不服として、行政不服審査法第４条第１号の規定に基づき、審査庁に対して審査請求をした。

第３ 審査関係人の主張の要旨

- １ 審査請求人の主張
 - (1) 新城市学校給食センター基本計画及び基本設計に係る令和元年１２月１３日の打合せ記録に「２拠点整備から１拠点集約整備に変更する場合は、慎重な対応が必要」「１月９日（木）の臨時教育委員会会議で、２拠点整備と１拠点集約整備について概要を説明する方針」「要点を整理した、わかりやすい資料を事務局と東畑において準備を進める」との記載があることから、資料を作成していないとは考えられない。
 - (2) (1)のとおり、慎重な対応が必要な案件の概要説明を行った本件臨時会は重大な性格を有する会議であることから、議事録を作成していないとは考えられない。

- (3) 本件臨時会の後に開催された令和2年新城市教育委員会1月定例会（以下「1月定例会」という。）の会議録を見るに、本件臨時会では、1か所での建設を想定した検討、2か所建設の予定地における問題、1か所集約の場合のスケジュール等を検討したものであることから、これらの重大な検討事項を資料無しで提起することは不可能であり、1月定例会での説明に向けて議事録を作成していないわけではない。
- (4) 処分庁は、原処分後に、本件臨時会において配布された確証はないが本件臨時会の前後において配布されたであろう文書を教育委員から入手したと連絡してきた経緯がある。本件臨時会における重大な資料が、原処分後に入手したとする処分庁の発言には疑問があり、処分庁の判断は信用できない。
- (5) 処分庁は、定例会と臨時会の性質の違いを述べ、臨時会においては議事録の作成がされないことが通例であると主張するが、他の臨時会と異なり、本件臨時会は重大性の高いものであること、また他の臨時会には教育委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）は出席しないと主張しながら本件臨時会には立ち会ったと述べていることから、本件臨時会に限っては議事録等が作成されていると考える。

2 処分庁の主張

- (1) 新城市の教育委員会の会議には定例会と臨時会があり、その性質及び運用は異なる。定例会は、採決を要する付議事案について審議を行うもので教育長及び教育委員に加えて事務局職員が出席し、終了後に事務局職員が議事録を作成し、会議に要した資料と合わせて会議録を作成する。臨時会は、付議事案の審議ではなくその他の協議、調整を行うもので教育長及び教育委員が出席し、事務局職員は出席しないため議事録の作成は行わず、会議録も作成しない。
- (2) 臨時会とは本来の意味としての臨時の会議を表すものではなく、あくまで毎月1回開催する定例会以外の会議を表しているにすぎず、実体としては定例会等に先立つ事前の協議、調整等を行う事前打合せのための会議である。
- (3) 本件臨時会も(2)のとおり、定例会以外の会議として定例会に先立つ事前の協議、調整等を目的とした事前打合せの会議であり、具体的には1月定例会に付議される予定であった学校給食共同調理場の整備方針について事前に概要説明を行っただけの会議である。このため、(1)のとおり、本件臨時会についても事務局職員は出席していないことから議事録の作成は行わず、会議録も作成していない。

第4 調査審議の経過

令和4年12月14日 諮問

令和5年 1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人がした本件開示請求は、本件臨時会の議事録と議事資料の公開を求めるものであるところ、処分庁は本件臨時会については議事録及び資料は作成していないと主張する。よって、本件の争点は本件臨時会に係る議事録及び資料が作成されたか否かである。

2 新城市の教育委員会の会議に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第14条及び新城市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるところ、規則第4条、第13条及び第14条を見るに、新城市の教育委員会の会議には定例会及び臨時会の2類型があり、教育委員会の会議については教育長があらかじめ指定した事務局職員が記載事項を満たした会議録を作成して次の会議において承認を受けなければならないものとされている。

つまり、規則は定例会であるか臨時会であるかに関わらず、教育委員会の会議を開催した場合は会議録を作成することを義務付けている。規則は新城市教育委員会が自ら定めたものであることから、規則に沿って教育委員会の会議の運営等が行われていると考えることが自然かつ合理的であり、このように解すると定例会も臨時会も等しく会議録が作成されるものと考えられる。

3 一方で、規則が定める教育委員会の会議は、定例会が毎月1回行う会議であり、臨時会が定例会以外で必要がある際に行う会議であるという点に違いがあるものの、どちらも教育委員会に諮る必要がある付議事案の審議を行う会議としての性質を有する（規則第2条第1項並びに第4条第1項及び第3項）。

このことから、教育委員会の会議は、類型を問わず、教育委員会に諮る必要がある付議事案の審議を行うものであることから、この審議の公正性を担保するために公開を原則とし、審議の内容、結果等を記録するため会議録の作成を義務としていると考えられる。

4 しかし、処分庁が実務において運用する臨時会（以下「実務上の臨時会」という。）は、規則における臨時会（以下「規則上の臨時会」という。）と性質の異なるものである。

実務上の臨時会は、定例会と同じく年度当初に年間の開催日程が設定され、教育委員会に諮るものとして会議に付議すべき個別の事案は無く、他の会議の開催に先立つ協議、調整を行う場として実施しているものである。これは教育委員会に諮る必要がある付議事案の審議を行う会議として定例会以外に実施する規則上の臨時会とは大きく異なり、実務上

の臨時会は緊急性のある付議事案等について定例会を待つことなく臨時的に審議を行うために開催される教育委員会の会議ではなく、付議事案の審議を行う以外の会議として年間で計画的に設定する会議について、単に定例会以外の会議との意味を表すために臨時会と称した会議にすぎない。

実際に処分庁は教育委員会の会議として定例会と臨時会があると主張しながらも、定例会は教育委員会に諮る必要がある付議事案の審議を行う会議としての性質を有し、審議を行う教育長及び教育委員に加え、審議を求める事案を付議し、審議を補助する等のために事務局職員が出席して会議を執り行うが、臨時会は付議事案の審議を行う会議ではなく定例会等の他の会議に先立って事前に協議、調整を行う打合せ会議としての性質を有し、このため事務局職員は出席を必要とされず、教育長及び教育委員のみが出席して執り行うとしているように、実務上においては定例に開催するものか、臨時に開催するものかの差異ではなく、会議としての性質自体が異なることを前提に運用している。

このため、実務上の臨時会は、臨時会と称したことで外形的には規則上の臨時会と区別することができないものではあるが、本質的には全く異なる性質の会議であり、規則が会議録の作成を義務とする主たる要素である教育委員会に諮られる付議事案の審議がされることのない会議であることから、規則上の臨時会とは異なるものとして議事録の作成が不要であると考えて運用しているものと考えられる。

このような規則上の臨時会とは異なる臨時会を実務上で運用することは法及び規則の規定に反しており不適切ではあるが、とりわけ議事録たる公文書の存否においては、このような運用実態を理由として、実務上の臨時会においては議事録は作成していないとの整理に矛盾はない。また、このことは、審査庁が平成29年度から令和3年度の定例会及び臨時会に係る文書を調査したところ、臨時会の多くは各年度の当初に予定された期日どおりに開催されており、議事録等については定例会は全て存在し、臨時会は全て存在しないとの結果となったことと整合する。

- 5 本件について見るに、本件臨時会は、審査請求人は他の臨時会とは異なり特に重大な性格を有する会議であったと主張するが、実際には他の実務上の臨時会と同様に、年度当初に予定された会議であり、教育委員会に諮られる付議事案の審議の無いもので、規則における会議録作成者である事務局職員は概要説明のために立ち会ったのみで会議自体には出席せず、教育長と教育委員のみで令和2年1月30日開催予定であった新城市総合教育会議に向けた事前打合せとして執り行われたものであることから鑑みるに、規則上の臨時会ではなく、他の臨時会と同様に実務上の臨時会であると考えるのが妥当である。

よって、本件臨時会も、他の実務上の臨時会と同様に議事録は作成しておらず存在しないとの処分庁の主張には論理性があり疑いの余地はないと考える。

- 6 以上のことから、規則上の臨時会とは異なる性質の会議を単に臨時会と称して、外形上からは区別することができない会議の運用をしていることの当否は別として、処分庁の主張に不自然又は不合理な点は見られず、また審査庁の調査結果からも、処分庁がした原処分である公文書非開示決定処分は妥当である。

第6 附言

1 臨時会の運用について

本件における最大の問題は、付議事案の審議を行わない単なる協議、調整の打合せ会を「臨時会」と称したことにより、あたかも法第14条及び規則第4条が規定する教育委員会の会議である外形をつくりあげたことである。

本来、臨時会と称する会議は第一義的には法及び規則に基づく会議を表すのが当然であり、このように解すると、「臨時会」と称しながらも規則に反した運用をしていたことは不適切であると言わざるを得ない。

処分庁が主張するように、規則上の臨時会ではないものとして会議を運用するのであれば、他の名称を付する等により法及び規則に基づく会議と混同しないようにするべきである。

特に「臨時会」と称した会議が法及び規則に基づく会議であるか否かは、公文書の作成、保存及び保管と密接に関連するものであることから、運用する処分庁だけではなく、第三者からも判断を容易にする必要がある。

よって、「臨時会」と称する会議を実施するのであれば、規則に従って公開のもとで、付議事案の審議を行い、適切に会議録を作成し、これを保管及び保存すべきであり、他方、打合せ会程度のものであれば安易に「臨時会」と称することなく、他の名称を付して運用すべきである。

以上のことから、処分庁にあっては、早急に現在の運用を改めるべきである。

2 原処分後に取得した資料について

処分庁は弁明書 第6付記事項 1にて、原処分後に当時の教育長又は教育委員が個人として保有する文書のうち、本件臨時会で配布されたであろう資料（以下「事後入手資料」という。）について提供を受け、取得するに至り、事後入手資料を審査請求人に提供することを提案した旨が述べられている。

事後入手資料は、原処分である公文書非開示決定処分の際には処分庁として保有していなかったものであることから、原処分に何等影響を与えるものではないが、審査請求人が公文書開示請求を行った目的に配慮すると、今後、審査請求人があらたに公文書開示請求を行った場合には、公文書の特定に工夫、配慮し、事後入手資料について非開示事由の存否の判断の上で提供されたい。

新城市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長）	河	邊	伸	泰
委員	長	峯	信	彦
委員	宗	真	紀	子
委員	坂	田	尚	子
委員	今	泉	千	秋